

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、丸亀市飯山町土地改良区から役員  
の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成25年4月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 退任した役員

役員の種類	氏名	住所	退任年月日
理事	多田羅午信	丸亀市飯山町上法軍寺1403番地1	平成25年3月8日
〃	三谷 忠行	〃 〃 東坂元3882番地	〃

2 就任した役員

役員の種類	氏名	住所	就任年月日
理事	三好 一幸	丸亀市飯山町上法軍寺2324番地	平成25年3月9日
〃	宮武 正吉	〃 〃 〃 1520番地8	〃
〃	三谷 繁義	〃 〃 東坂元3893番地	〃